

西東京市における新型コロナウイルスの対応に伴う
障害福祉サービス提供に係るQ&A（第7版）

- 厚生労働省及び東京都からの通知を基に作成したQ&Aです。
追記部分は下線を引いています。

Q 1

サービス利用者が、新型コロナウイルスの感染を恐れて自主的に休所した場合、また事業所から休所を要請した場合、在宅時の電話等による支援によって報酬を算定可能か。

A 1 - 1 児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合

以下の要件を満たせば在宅支援による報酬を請求できます。

- (1) 電話等の方法で児童本人、ご家族の健康管理を行い、また、個別支援計画に基づいた児童の課題に対する適切な支援が行えるよう児童本人に対し具体的な支援及び家族への相談支援を行うこと。
- (2) 提供した支援についての効果を確認するため、支援の提供後1週間以内に、その効果を評価し、次回以降の支援の提供に結び付けること。
- (3) 支援内容を東京都専用の様式に記録し、写しを次回請求時に市へ提出すること。

A 1 - 2 就労移行支援・就労継続支援の場合

令和2年6月19日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」に基づく要件を満たせば在宅支援による報酬を請求できます。具体的には以下のとおりです。

- (1) 運営規定に事務連絡第6報に係る在宅支援を実施する旨が記載されていること。なお、令和2年7月15日までに運営規定の変更を都へ届け出た場合は、変更日までの期間、従前の在宅支援内容を以て第6報に基づいた支援が行われたものとみなします。詳細は令和2年6月25日付東京都事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の取扱いについて」をご参照ください。
- (2) 平成30年4月10日付障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記5
(3) ①及び②の要件を満たすこと。
- (2) 支援内容を記録し（様式は問いません）、写しを次回請求時に市へ提出すること。

A 1 - 3 共同生活援助・生活介護の場合

以下の要件を満たせば在宅支援による報酬を請求できます。

- (1) 事前に利用者ごとの「在宅支援計画」を西東京市へ提出してください。
 - ・ 在宅での支援を行う上での課題、支援目標等を記載してください。
 - ・ 内容に問題がある場合は市から確認の連絡をします。
 - ・ 「個別支援計画」に追記する形でも差し支えありません。
 - (2) 在宅支援を行った日は支援内容の記録を取り、写しを市へ提出してください。
 - ・ 支援内容は在宅支援計画に沿ったものを実施してください。
- 注意：利用者の同意印をもらう必要はありませんが、以下の2点に留意してください。
- ・ 必ず利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得ること。
 - ・ 家族の支援により自宅での受け入れが可能であることを確認すること。

上記の要件について満たすことが難しい場合はご相談ください。

なお、今回の臨時措置は在宅での支援を通常どおり通所したとみなすものであり、よって通常どおり利用者負担が発生する旨を必ず利用者へ説明してください。

Q 2

就労定着支援について、利用者との対面による支援を月1回以上行うこととしているが、感染拡大防止の観点から、電話連絡その他可能な方法によって代替することは可能か。

A 2

可能です。

Q 3

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた方が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか。

A 3

差し支えありません。

なお、実績記録票の備考欄にその旨の記載をお願いします。

Q 4

放課後等デイサービスについて、休業日報酬となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生するが、通常どおり適用するか。

A 4

職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、少なくとも令和2年度の学校の開始までの間は、開所時間減算を適用しません。

Q 5

障害福祉サービス利用者に対する見守り等の実施について、令和2年5月7日付事務連絡により市から実施の依頼があったが、見守り等を行った場合は、これに要した費用を市が負担してくれるのか。

A 5

モニタリングの追加により見守り等を実施する場合は、市に電話で追加する月ごとにその旨を連絡することによりモニタリングの追加を決定し、利用者に通知を送付します（受給者証の記載変更は行いません）。これにより、国保連を通じて請求を行うことが可能となります。

モニタリング以外の見守り等については、国から市に対して財政的な支援を実施する予定は示されておりますが、具体的な内容については、明らかになっておりません。詳細が判明しましたらお知らせいたします。

参考：「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

Q 6

サービス利用者が新型コロナウイルス感染症陽性者と診断された場合、または濃厚接触者と診断された場合、在宅時の電話等による支援によって報酬を算定可能か。

A 6

陽性者と診断された場合：算定は不可となります。

濃厚接触者と診断された場合：算定は可能です。しかし、陽性者となった場合はその時点から算定不可となります。

Q7

サービス提供事業所の職員が新型コロナウイルス感染症陽性者と診断された場合、または濃厚接触者と診断された場合、在宅時の電話等による支援によって報酬を算定可能か。

A7

陽性者と診断された場合：算定は不可となります。

濃厚接触者と診断された場合：算定は可能です。しかし、陽性者となった場合はその時点から算定不可となります。

※内容は随時追記していきます。